

相談センターだより

令和 7 年 3 月号 (第 97 号)

〒252-0301 神奈川県相模原市南区

鶴野森 2 丁目 26 番 1 号

NPO 法人いきいきライフ相談センター

TEL : 090-3080-3153

E メール : sukitoru@jcom.home.ne.jp

メインテーマ 「賃金のデジタル払い」

● はじめに

長年、賃金の支払方法については、労働基準法に基づき、通貨のほか、同施行規則により労働者の同意を得た場合には、銀行口座等へ振払込みによることとされてきました。

近年、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中、外国人労働者等が賃金を受け取りやすい金融環境の整備や労働者保護の観点から賃金の保水性、補償、換金性等について議論を重ね、使用者が労働者の同意を得た上で、一定要件を満たすものとして厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への賃金の支払いを可能とする改正省令が令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。

● 賃金のデジタル払い制度の概要

○ 賃金のデジタル払いについては、使用者が労働者の同意を得た場合に、下記、第二種資金移動業者であって、右欄表 1 に掲げる要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する業者の口座への資金移動により可能となるものです。

- ・ 第一種資金移動業者
送金可能な額の上制限なし
- ・ 第二種資金移動業者
送金可能な額の上限 100 万円未満
- ・ 第三種資金移動業者
送金可能な額の上限数万円程度（政令で指定）

○ 厚生労働省は、令和 6 年 12 月 13 日現在、下記 2 社を賃金のデジタル払いが認められる事業者として指定しており、今後の状況についても逐次同省 HP にて公表されることとなっています。

- ・ PayPay 株式会社（受入上限額 20 万円）
- ・ 株式会社リクルート MUFG ビジネス
（受入上限額 30 万円）

○ 資金移動業者の指定要件（表 1）

- ①口座残高の受入上限額を100万円以下に設定していること、または、100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること
- ②指定資金移動業者が破綻等した場合に、口座残高の全額を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること
- ③不正な取引により口座残高に損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること
- ④最後に口座残高が変動した日から、少なくとも10年間は労働者が口座残高を受け取ることができること
- ⑤ATMを利用すること等、通貨で賃金の受け取りができる手段により、1円単位で賃金の受け取りができること
少なくとも毎月1回はATMの利用手数料等の負担なく賃金の受け取りができること
口座への賃金の支払が1円単位でできること
- ⑥賃金の支払に関する業務の実施状況や財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること
- ⑦賃金の支払に関する業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること

● 労使双方のメリット、留意事項等

○ 労働者側

- ① 利用中のキャッシュレス決済口座へのチャージ（入金）の手間が省ける。
- ② 口座を用途別に使い分けられる。
（例）預貯金口座：貯蓄用

キャッシュレス口座：日常生活用

- ③ 賃金受け取り日の柔軟化の可能性

一方、キャッシュレス決済口座へのチャージによるポイント付与の恩恵や預貯金利息を放棄することにもつながるので、留意が必要です。

民間調査会社の調べでは、労働者の利用意向は22%程度であり、特に若い世代ほど意向が高い傾向にあるようです。

○ 使用者側

① 給与振込手数料の抑制によるコスト低減

資金移動業者手数料 ≤ 銀行手数料

② 労働者の満足度向上による人材の確保

一方、賃金支払い方法の増加によるシステム改修等、新たなコストの発生や業務負担の増加、セキュリティリスクを懸念する声もあり、民間調査会社の調べでは、導入に前向きな企業の割合は4%程度に留まっているようです。

● 制度導入のための手続き

○ 労使協定の締結

賃金のデジタル払いを導入するに当たっては、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、当該労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と、下記の内容について、労使協定を締結する必要があります。

① 口座振込み等の対象となる労働者の範囲

② 口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその金額

③ 取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱資金移動業者の範囲

④ 口座振込み等の実施開始時期

○ 個々の労働者への説明

導入に当たっては、労働者が預貯金口座等との違いを理解することが重要です。このため、使用者（使用者に委託された資金移動業者を含む。）には、右欄表2に掲げる内容について、労働者に対して説明することが求められます。

○ 個々の労働者からの同意取得

従来から認められていた銀行口座等への振込みと同様、使用者は個々の労働者から右欄表3に掲げる事項の同意取得が必要となります。

● 最後に

昨今、キャッシュレス化が急速に進展しつつあるものの、その普及率は、韓国99%、中国83%に比して日本36%（2022年）です。課題は山積しています。今後はネット銀行の増加や付加価値競争、労使の価値観の変化等、本制度の改善向上及び利用拡大も期待されるところです。

○ 個々の労働者への説明事項（表2）

- ① 資金移動業者は、預貯金または定期積金等（銀行法第2条第4項に規定する定期積金等をいう。）を受け入れていないこと
資金決済法等による滞留規制を踏まえ、指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額（以下「希望額等」という。）は、各労働者において、その利用実績や利用見込みを踏まえ、為替取引に用いられる範囲内に設定する必要があること
希望額等の設定にあたっては、指定資金移動業者が設定している口座残高上限額（100万円以下の額で設定）及び指定資金移動業者が1日当たりの払出上限額を設定している場合には当該額以下に設定する必要があること
- ② 指定資金移動業者の破綻時等には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われること
- ③ 労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に支出等された際に、労働者に過失がない場合には損失額全額が補償されること
労働者に過失がある場合には個別対応を妨げるものではないが、損失を一律に補償しないといった取扱いとはされないこと。なお、労働者の親族等による払出の場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等においては、この限りではないこと。損失発生日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合には、当該期間は少なくとも損失発生日から30日以上は確保されていること
- ④ 払出の手段については、各指定資金移動業者により異なるものの、ATM等の利用や預貯金口座等への支出等の通貨による受け取りが可能となる手段を通じて、少なくとも毎月1回は労働者に手数料負担が生じることなく指定資金移動業者口座から払出ができること
- ⑤ 口座残高については、口座に係る資金移動が最後にあった日から少なくとも10年間は債務が履行できるようにされていること

○ 個々の労働者からの同意事項（表3）

- ① 口座振込み等を希望する賃金の範囲及びその金額
- ② 労働者が指定する金融機関店舗名並びに預貯金の種類及び口座番号、労働者が指定する証券会社店舗名及び証券総合口座の口座番号、または労働者が指定する指定資金移動業者名、資金移動サービスの名称、指定資金移動業者口座の口座番号（アカウントID）及び名義人、その他指定資金移動業者口座を特定するために必要な情報があればその事項（例：労働者の電話番号等）
- ③ 開始希望時期
- ④ 代替口座として指定する金融機関店舗名、預貯金の種類及び口座番号または代替口座として指定する証券会社店舗名及び証券総合口座の口座番号